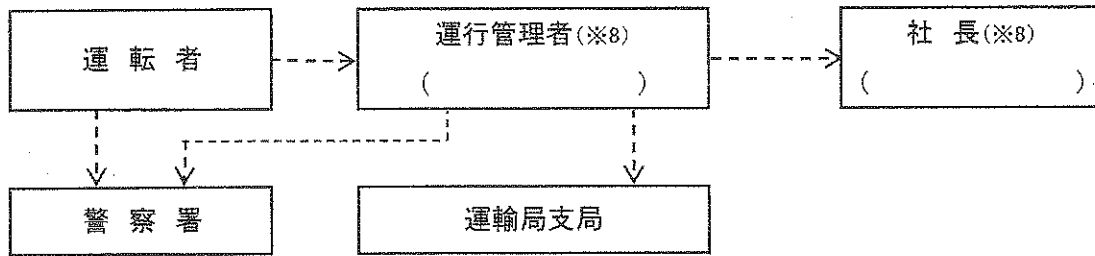


○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示第1366号)

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( )内に連絡先を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名: \_\_\_\_\_ ( 役職等: \_\_\_\_\_ )

苦情処理担当者 氏名: \_\_\_\_\_ ( 役職等: \_\_\_\_\_ )

○ 適用する運送約款

- ① 運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ② 運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
- ③ 国土交通省告示第1047号(平成18年8月31日)に標準霊きゅう運送約款を適用する。
- ④ 上記以外の運送約款を設定する。